

関係資料

平成 2 1 年 1 月 1 9 日
金 融 庁

最近のガバナンス機構に関する制度整備の状況

	会社法等	金融商品取引法、公認会計士法等	東京証券取引所ルール
平成元年 ～平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役を 3 人以上とし、社外監査役の導入、監査役任期を 2 年から 3 年に伸長(平成 5 年) 		
平成 11 年			<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況や今後の計画等についての開示を要請(決算短信)
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会社について、監査役の半数以上を社外監査役とすることを義務づけ ・ 社外性の要件を厳格化するとともに、監査役の任期を 3 年から 4 年に伸長 		<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況等の開示の充実を要請
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等設置会社制度の導入 		
平成 15 年		<p>【企業内容等の開示に関する内閣府令改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書等にコーポレート・ガバナンスの状況等の記載義務化 ・ 経営者確認制度(任意)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況等の開示を義務化 少なくとも以下の事項を記載 コーポレート・ガバナンス・システム 会社と自社の社外取締役及び社外監査役の利害関係の状況 コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近 1 年間における実施状況
平成 16 年		<p>【公認会計士法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士及び監査法人の独立性の強化(監査証明業務と非監査証明業務の同時提供及びローテーション・ルールの導入等) ・ 公認会計士・監査審査会の設置 	<p>上場会社コーポレート・ガバナンス原則策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会・監査役(会)等の役割(経営の監督の充実及び株主に対するアカウンタビリティの確保)について規定
平成 17 年		<p>【企業内容等の開示に関する内閣府令改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書等におけるコーポレート・ガバナンスに係る開示の充実(内部監査等の組織、内部監査、監査役(監査委員会)監 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者確認制度の義務化(現在は、法令による義務化に伴い廃止) ・ 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明の義務化

		査及び会計監査の相互連携、 社外取締役・監査役と提出会社との利害関係、 関与会計士の氏名等、 監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制、等の開示義務化)	
平成 18 年	会社法施行 ・内部統制システム構築の義務づけ ・取締役解任の決議要件の緩和 ・機関構成の柔軟化 等		コーポレート・ガバナンスに関する報告書制度の施行 ・コーポレート・ガバナンス体制の状況について記載 ・インセンティブ・報酬関係に関する記載 ・内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況について記載
平成 19 年			企業行動規範の策定 ・取締役会、監査役会または委員会、および会計監査人の必置化(平成 20 年 10 月より施行) 上場審査項目の明確化 ・コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を確認することについて明確化
平成 20 年		【証券取引法(現金融商品取引法)改正】 ・内部統制報告制度、確認書制度の導入 【公認会計士法改正及び金融商品取引法改正】 ・監査人の独立性に関する規定の整備 ・就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等への拡大 ・大規模監査法人におけるローテーション・ルールの強化 ・監査法人等に対する課徴金納付命令の創設 ・不正・違法行為発見時における監査人の当局への申出制度の創設 ・監査報酬や監査人異動時の開示の充実・強化	・(大会社以外にも)内部統制システム構築の義務づけ ・反社会的勢力排除に向けた体制整備の義務づけ

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(1)

「OECDコーポレート・ガバナンス原則」(2004年、OECD)

- 取締役会は、以下を含む、一定の重要な機能を果たすべきである。
 - － 会社資産の悪用や関連者間取引の悪用を含む、経営陣、取締役会メンバー及び株主の潜在的な利益相反の監視及び管理
 - － 独立の監査を含め、会社の会計・財務報告体制の廉潔性を確保するとともに、適切な管理体制、特に、リスク管理、財務・経営管理、法律や関連する基準の遵守のための体制が整っていることの確保
- 取締役会は、会社の業務について客観的な独立の判断を下すことができるべきである。
 - － 取締役会は、利益相反の可能性がある場合には、独立の判断を下せる十分な数の非執行の取締役会メンバーを任命することを検討するべきである。こうした責務の例としては、財務・非財務報告の廉潔性の確保、関連者間取引の検討、取締役会メンバー及び幹部経営陣の指名、取締役会に対する報酬が挙げられる。
 - － 取締役会の委員会が設置された場合には、その権限、構成、業務執行の手続きが、取締役会により適切に定義付けられ、開示されるべきである。

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(2)

上場会社の取締役会の独立性に関する最終報告書(2007年3月、IOSCO)

➤ 「独立」取締役特有の役割及び権限

- 承認された目標と目的を果たす際の経営陣の執行状況を調査し、執行報告を監視すること。
- 財務情報を廉潔にし、財務管理とリスク管理システムを強固にすること。
- 取締役の適切な報酬水準の決定に責任を持ち、取締役の選任において重要な役割を担うこと。
- 監査委員会や指名/コーポレート・ガバナンス委員会などの取締役会に設置された委員会で重要な役割を果たすこと。
- 承継計画、企業支配権の変更、買収防衛策、関係者間取引や重要な取引の再検討といった事柄に関わるような、経営陣、会社、株主の間で利益が異なる可能性のある分野において、重要な役割を果たすこと。
- 戦略、方針、説明責任の問題に関して独立の判断を下すこと。
- 取締役会に対してバランスのとれた独立した意見を提供すること。

➤ 監査委員会

- 会社の財務報告の廉潔性を確保すること。
 - 監査委員会は、財務情報の監視・分析を行う役割を積極的に果たすとともに、法令遵守状況の合法性と会計原則の正確性をチェックするべきである。

- 内部監査人及び外部監査人と財務情報について検討する会議を定期的に行うこと。
 - － 監査委員会は外部監査人の適性、行動、独立性を評価する立場にあるべきである。
 - － 監査委員会は、財務報告の監査において生じ得る、あるいは生じた問題を、外務監査人とともに再検討するべきである。内部監査人に関しては(内部監査人がいる場合)、監査委員会は会社が開発した内部手続の質を監督する。
- 内部統制とリスク管理方針の有効性を確保すること。
- 外部監査人の指名、報酬、契約期間についての勧告を含む全ての適切な質問を、その責任において取締役会に定期的に報告すること。
- 関係者間取引を監視すること。

➤ 報酬委員会

- 取締役とシニアオフィサーに対する会社の報酬方針を提案し、定期的に再検討すること。
- 会社が承認した報酬方針についての取締役会の遵守状況を監視すること。
- 会社が実施する業績連動の報酬体系の対象を決定すること。
- 各取締役に対する年金計画の方針及び範囲を決定すること。

➤ 指名委員会

- 現在の取締役の技術、知識及び経験を評価し、取締役会の将来の候補者が満たすべき基準を定めること。
- 新しい取締役の選定手続(以下を含む)において重要な役割を果たすこと。
 - (a) 原案を作成し、(全取締役又は株主による)承認を推奨し、また、調査及び指名手続の履行状況を監視すること。
 - (b) 潜在的な候補者を評価すること。

(c) 既定基準と一致するように、全取締役に対して提案を行うこと。

(d) 取締役の指名・選任の確立された手続(株主の積極的な参加に対する手続を含む)が透明であり、かつ尊重されることを確保すること。

- 取締役会長とCEOの承継について、調査及び計画するとともに、取締役会に対して適切な勧告を行うことで、その移行が計画的に規則正しい方法で実施されるようにすること。
- シニアオフィサーの選任・解任に関して報告すること。

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(3)

在日米国商工会議所意見書(2008年7月、ACCJ)

- グローバル・ベストプラクティスに沿った「独立社外取締役」の定義を加えるよう会社法を改正すること。
- 会社法に詳細な規則を加え、上場企業に対し(i)独立社外取締役が任命されている場合、取締役又は取締役候補者が独立社外取締役の定義に適合しているかを特定し、(ii)取締役の判断の独立性に影響を及ぼす又は利益相反を引き起こす可能性のある全ての事実を開示する旨義務付けること。
- 上場企業の取締役会の少なくとも3分の1が独立社外取締役であることを義務付けるよう、会社法及び日本の証券取引所の規則を改正すること。
- 取締役会が具体的な事項についての意思決定権限を、独立社外取締役のみから構成される委員会を含む、特定の取締役から構成される取締役会の委員会に公式に委任することを可能とするよう、会社法を改正すべきであると考えられる。

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(4)

「日本のコーポレート・ガバナンス白書」(2008年5月、ACGA)

- 合理的で透明なプロセスを経て、適切な能力を備えた社外取締役を指名し、その独立性と適合性を企業開示文書で株主に伝える。私達は、すべての上場企業が～伝統的な取締役会構造の企業であっても～最低3人の独立社外取締役を可及的速やかに指名することを公約するよう提言する。中期的にはこうした取締役が取締役会の3分の1を構成するのが理想である。より長期的にはこれを2分の1まで増やすよう提言する。しかし、独立社外取締役として指名された人たちの質が高いことが重要で、質が量の犠牲になることがあってはならない。
- 長期的には、完全に独立した取締役と取締役会委員会からなる独立取締役会制度を目指す。
- 現実的必要性に即して取締役会委員会を設立し、実際の事業上と戦略上のニーズと企業リスクに対応する。
- どのような取締役会制度を採っているにせよ、その意思決定プロセスと取締役会内の責任分担を株主に対して明確に説明する。
- 執行役の報酬パッケージの詳細を開示する。これにはインセンティブ・プランと業績目標に関する情報も含まれる。これらは長期及び短期でも優れた業績を促すために、適切で妥当なものでなければならない。

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(5)

「コーポレート・ガバナンス原則」(2007年2月、企業年金連合会)

● 取締役会

- 企業の目的を達成するためには、企業経営における執行と監督の機能を分離することが必要であり、取締役会は株主の立場から最高経営執行者(以下「CEO」という)の経営執行を監督する機能を適切に果たさなければならない。
- 取締役会の規模は、十分に議論を尽くすことができ、迅速な意思決定が可能な人数とする。
- 取締役の少なくとも3分の1は、社外取締役とする。社外取締役は、当該企業と利害関係を一切有しない「独立性」を要し、その旨の十分な説明が行われなければならない。
- CEOが取締役会の議長を兼ねることは望ましくない。
- 「委員会設置会社」への移行は、積極的に評価する。

● 監査役会(監査委員会)

- 監査役(監査委員)は、当該企業からの「独立性」を要し、その旨の十分な説明が行われなければならない。
- 監査役会(監査委員会)は、経営の意思決定や業務執行などに関する適法性監査にとどまらず、妥当性監査に踏み込んだ監査機能を適切に発揮しなければならない。

● 会計監査人

- 会計監査人は、当該企業からの「独立性」を要し、その旨の十分な説明が行われなければならない。
- 会計監査人の選任および報酬の決定に際しては、監査役会(監査委員会)の意見が十分尊重されるべきである。

ガバナンス機構をめぐる最近の見解(6)

「東証上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する投資家向け意見募集
に対して寄せられた意見の概要について」(2008年8月、東京証券取引所)

- 取締役の役割は、究極的には、株主の利益を代表して、中長期的な戦略を策定し、戦略を実行する経営陣を監視し、会社の社長・企業価値の最大化を図ることであり、株主に対する信任義務を負っている。
- 一定の社外取締役を選任すべき。あるいは、社外取締役の選任を推奨すべき。
- 社外取締役のより厳しい「独立性」の定義を制定すべき。
- Comply or explain形式で上場会社に対して社外取締役の任命を義務付けるような上場ルールの制定をするべき。
- 上場会社は、国際基準である委員会設置会社に移行すべき。

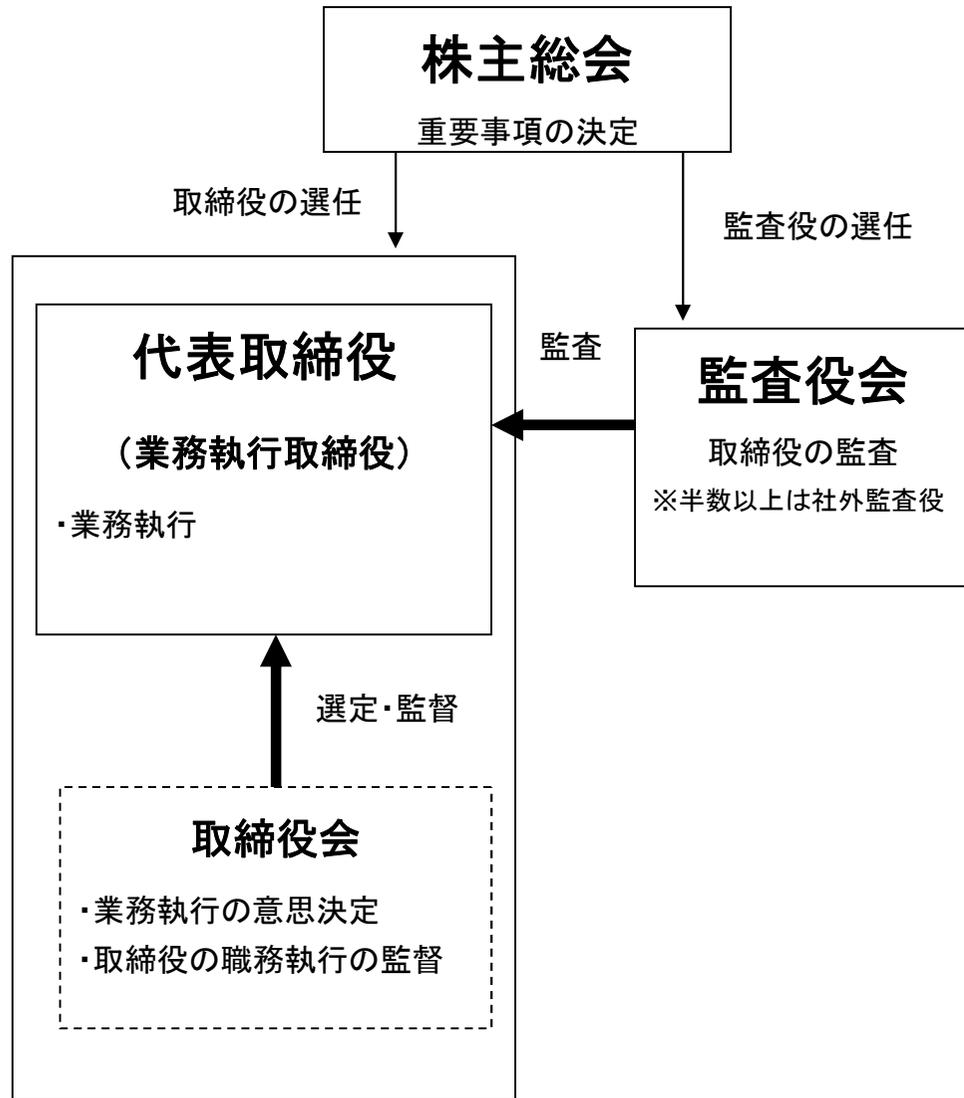
ガバナンス機構をめぐる最近の見解(7)

- 監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則
(2002年10月、証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会ステートメント)
 - 専門委員会は、各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきであると考えられる。

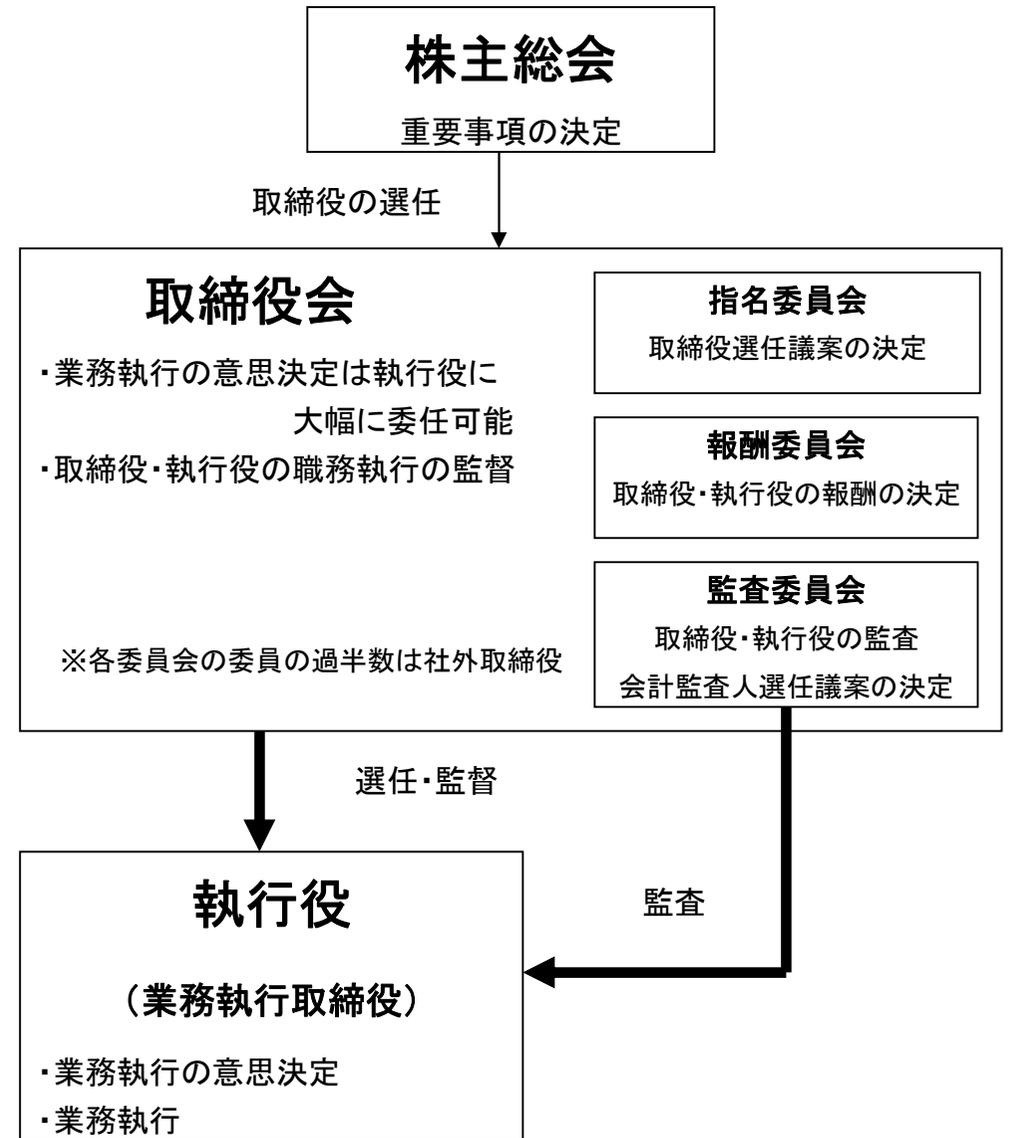
- 公認会計士制度部会報告(2006年12月、金融審議会公認会計士制度部会)
 - 監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われる、という仕組みには、「インセンティブのねじれ」が存在しており、これをどのように克服していくかが重要な課題。
 - 諸外国においては、監査人の選任、報酬決定について、経営者を監視する立場に立つ監査委員会に責任を持たせることにより、「インセンティブのねじれ」を克服しようとするのが趨勢となっている。
 - 監査人の独立性を強化し、会計監査に対する信頼を確保していく上では、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する等の方策を講じることにより、「インセンティブのねじれ」を目に見える形で克服していくことが重要。

- 公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(2007年6月8日衆議院財務金融委員会、2007年6月15日参議院財政金融委員会)
 - 財務情報の適性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。等

監査役(会)設置会社



委員会設置会社



機関設計に関する国際比較

	日本		米国	英国
	監査役会設置会社	委員会設置会社	委員会設置会社	委員会設置会社
取締役会における社外(独立)取締役の割合	規定なし。	取締役3人以上で構成される各委員会の委員の過半数が社外取締役。	過半数が独立取締役。	取締役会議長を除く取締役の半数以上が独立非執行取締役。
監査委員会(監査役会)の構成 (社外性・財務専門家)	監査役は3人以上で、半数以上が社外監査役。	委員は3人以上で、過半数が社外取締役。	委員は3人以上で、独立取締役のみ。 1人以上が財務専門家。	委員は3人以上で、全員が独立非執行取締役。 1人以上が直近の財務経験者。
指名委員会の構成	/	委員は3人以上で、過半数が社外取締役。	独立取締役のみ。	過半数が独立非執行取締役。 委員長は、取締役会議長又は独立非執行取締役。
報酬委員会の構成	/	委員は3人以上で、過半数が社外取締役。	独立取締役のみ。	委員は3人以上で、全員が独立非執行取締役。
外部監査人の選任	株主総会 (取締役会が議案を提出。監査役は同意権のみ)	株主総会 (監査委員会が議案を提出)	監査委員会	株主総会 (監査委員会の提案に基づき、取締役会が議案を提出)
外部監査人の報酬決定	取締役会 (監査役は同意権)	取締役会 (監査委員会は同意権)	監査委員会	株主総会 (監査委員会による承認)

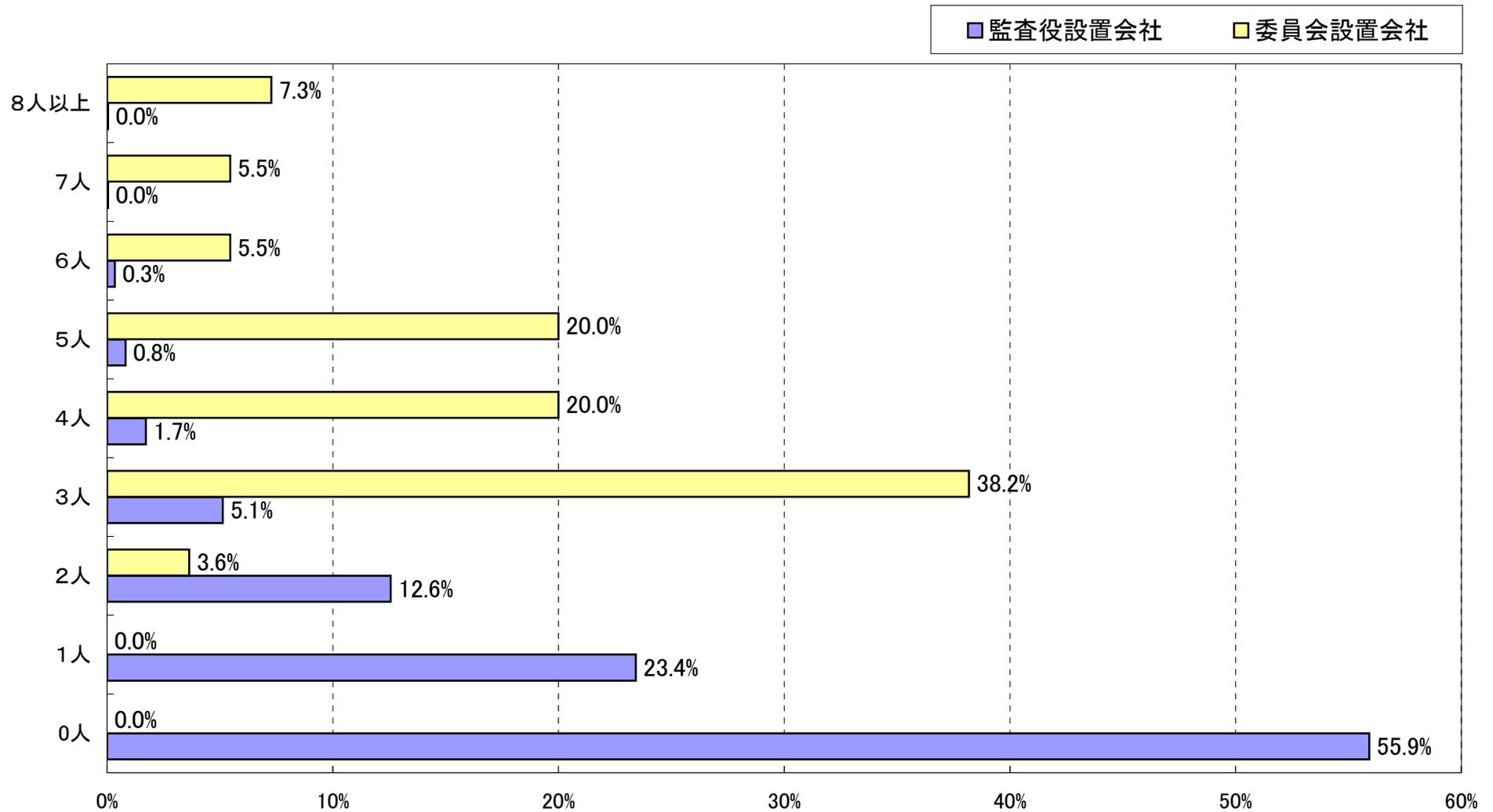
(出典) 日本：会社法、米国：企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)及びNYSE上場規則、英国：統合規範(Combined Code)

取締役会制度の概要

- 株主総会で選任される3名以上の取締役によって構成（任期は最大2年）
- 業務執行を決定（但し、一部については、代表取締役に委任可能）
- 代表取締役を選任
- 取締役が業務執行を行うことは禁止されない
- 代表取締役・業務執行取締役の業務執行を監督
- 社外取締役の選任は義務づけられていない

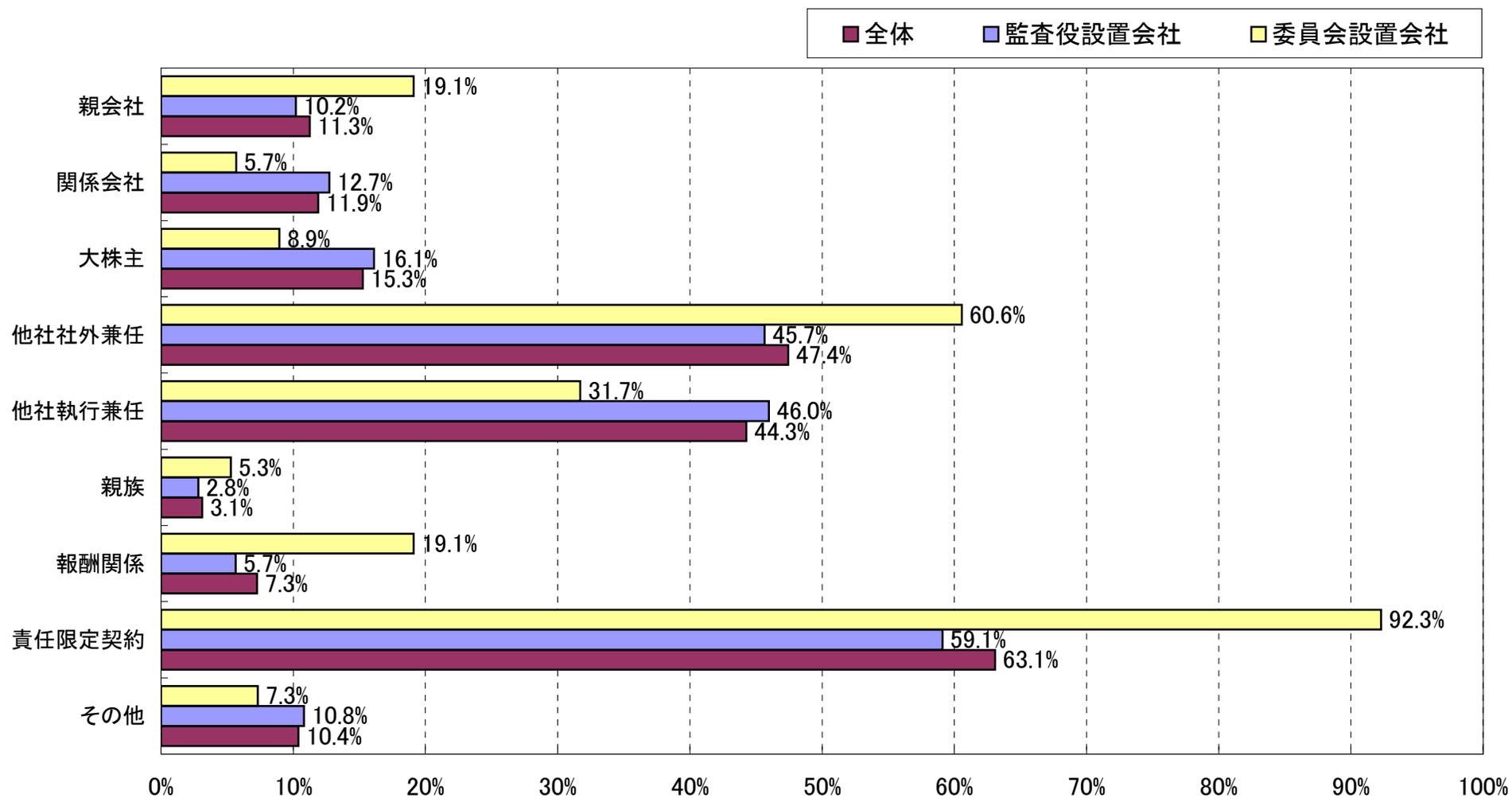
（注）監査役設置会社の場合についてまとめたもの。

社外取締役の人数



- (備考) 1. 東証調べ。
 2. 調査対象: 東証上場会社の監査役設置会社2,323社、委員会設置会社55社。
 3. 各社が何名の社外取締役を選任しているかを調査。
 4. 2008年8月現在。

社外取締役と会社との関係



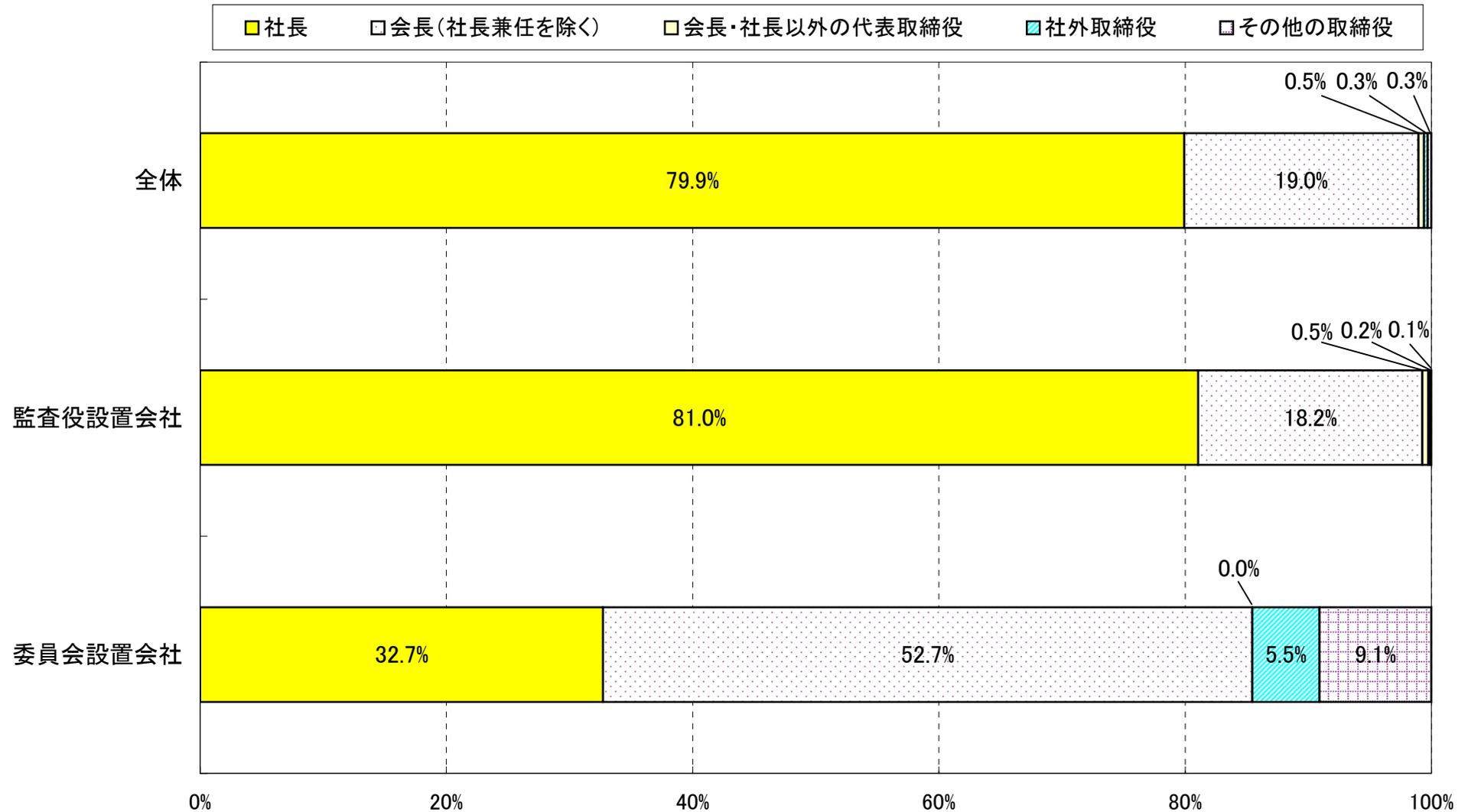
(備考) 1. 東証調べ。

2. 調査対象: 東証上場会社2,378社(うち、監査役設置会社2,323社、委員会設置会社55社)の社外取締役。

3. 複数回答方式のため、一人の社外取締役が複数の項目に該当する場合がある。

4. 2008年8月現在。

取締役会の議長の属性



- (備考) 1. 東証調べ。
 2. 調査対象: 東証上場会社2,378社(うち、監査役設置会社2,323社、委員会設置会社55社)。
 3. 2008年8月現在。

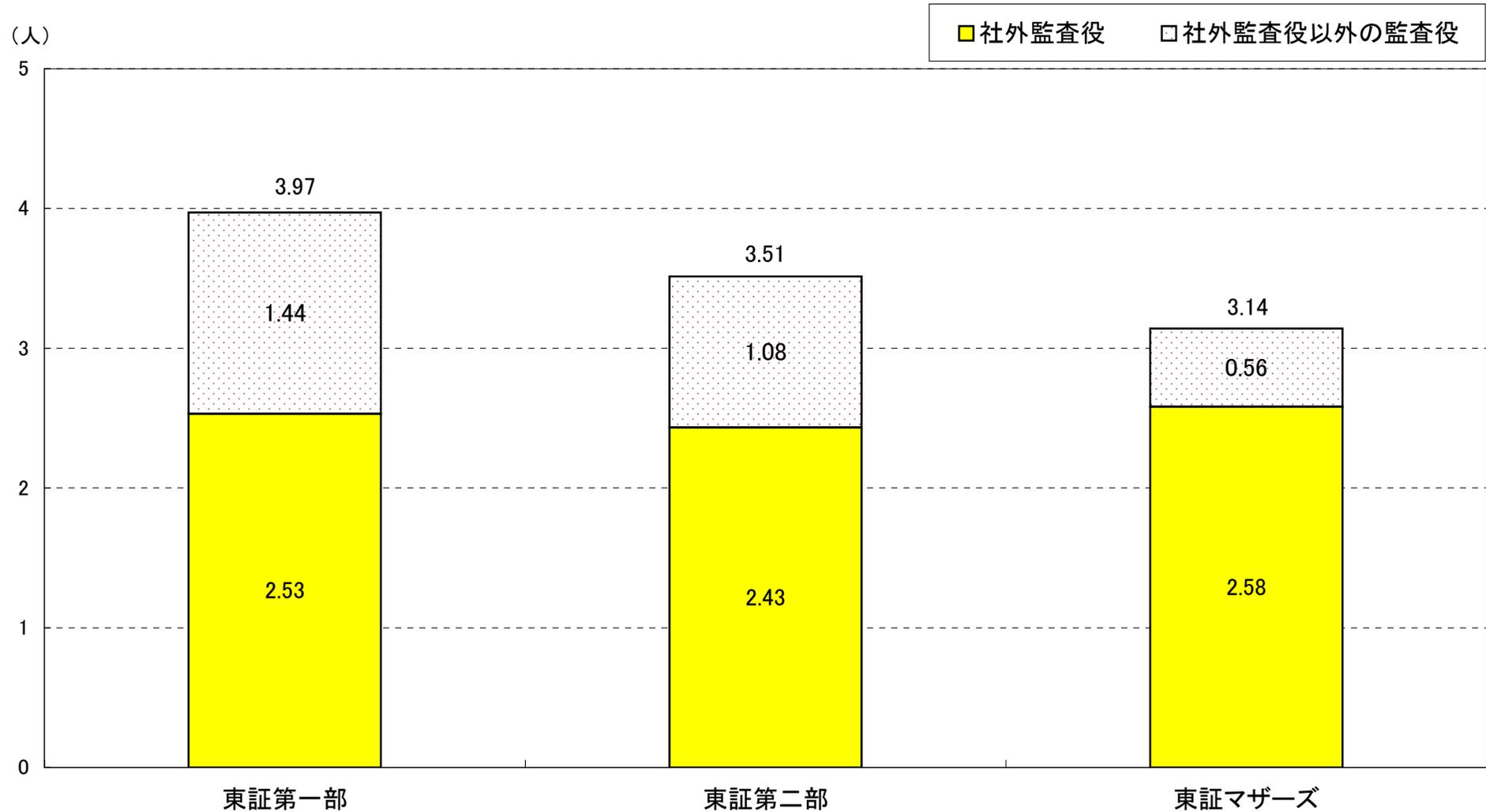
社外役員の独立性に関するルールの国際比較

日本 「社外」取締役	<ul style="list-style-type: none"> 現在及び過去一度も、当該会社及びその子会社の業務執行取締役・執行役・従業員でないこと。 	会社法 <i>(2条15号)</i>
米国 「独立」取締役	<ul style="list-style-type: none"> 現在及び過去3年間に、当該会社（その親会社・子会社を含む。以下同じ。）の従業員でないこと、並びに、現在及び過去3年間に、直属の親族が当該会社の業務執行役員でないこと。 過去3年間に、取締役自ら又は直属の親族が、当該会社から12ヶ月間に12万ドル超の直接報酬を受けていないこと。（取締役報酬、委員報酬及び以前に提供した業務に対するその他のいかなる繰延金（当該報酬は継続的業務に対するものでない場合に限る。）は除く。） 現在及び過去3年間に、取締役及び直属の親族が、当該会社の現業務執行役員が報酬委員会に同時に所属している又は所属していた他の会社の業務執行役員として雇用されていないこと。 過去3年間の会計期間中に、100万ドル以上又は取引先の年間連結総収益額の2%以上の財産又はサービスの支払いを当該会社に行っており又は当該会社から支払いを受けている会社の現従業員でないこと、並びに直属の親族がその会社の現業務執行役員でないこと。 当該会社の監査会社（内部監査人である場合も外部監査人である場合も含む。以下同じ。）のパートナー・従業員でないこと。 直属の親族に当該会社の監査会社のパートナーがいないこと。 直属の親族に当該会社の監査会社の従業員として当該会社の監査業務に従事する者がいないこと。 過去3年間に、当該会社の監査会社のパートナー又は従業員として当該会社の監査業務に従事したことがないこと。 直属の親族に過去3年間に、当該会社の監査会社のパートナー又は従業員として当該会社の監査業務に従事したことがある者がいないこと。 	企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) <i>(301条)</i> NYSE 上場規則 <i>(303A.02)</i>
英国 「独立」取締役	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に当該会社又はその会社の属するグループ企業の従業員でないこと。 現在及び過去3年間に、当該会社との間において直接、重要な取引上の関係を有していないこと。又は、現在及び過去3年間に、当該会社との間において重要な取引上の関係を有する組織のパートナー、株主、取締役又は上級従業員としてそのような関係を有していないこと。 取締役としての報酬以外に会社から別途報酬を受けていないこと。現にこれを受けている場合、当該会社のストック・オプション又は業績連動型報酬制度に参加していないこと。又は、当該会社の年金制度の受給者でないこと。 当該会社の顧問、取締役又は上級従業員のいずれかの者との間において近親関係を有していないこと。 当該取締役について取締役相互派遣関係がないこと。又は、他の会社又は組織への関与を通して他の取締役との間において重要な結びつきがないこと。 主要株主を代表していないこと。 在任期間が最初の選任時から9年を超えないこと。 	統合規範 (Combined Code) <i>(A.3.1)</i>

監査役会制度の概要

- 株主総会で選任される監査役によって構成(任期は、原則4年)
大会社には、監査役会の設置義務あり(監査役は3名以上)
(注)大会社とは、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社をいう。
- 取締役の職務執行を監査(原則として適法性監査に限られる)
報告請求権・業務財産調査権・子会社調査権を有する
- 監査役は、取締役会に出席できる
- 独任制(監査役の権限は、個々の監査役が行使)
取締役・使用人等との兼任は禁止
- 監査役会設置会社では、監査役の半数以上は社外監査役(過去にその会社又は子会社の取締役等になったことがない者)でなくてはならない

監査役・社外監査役の人数

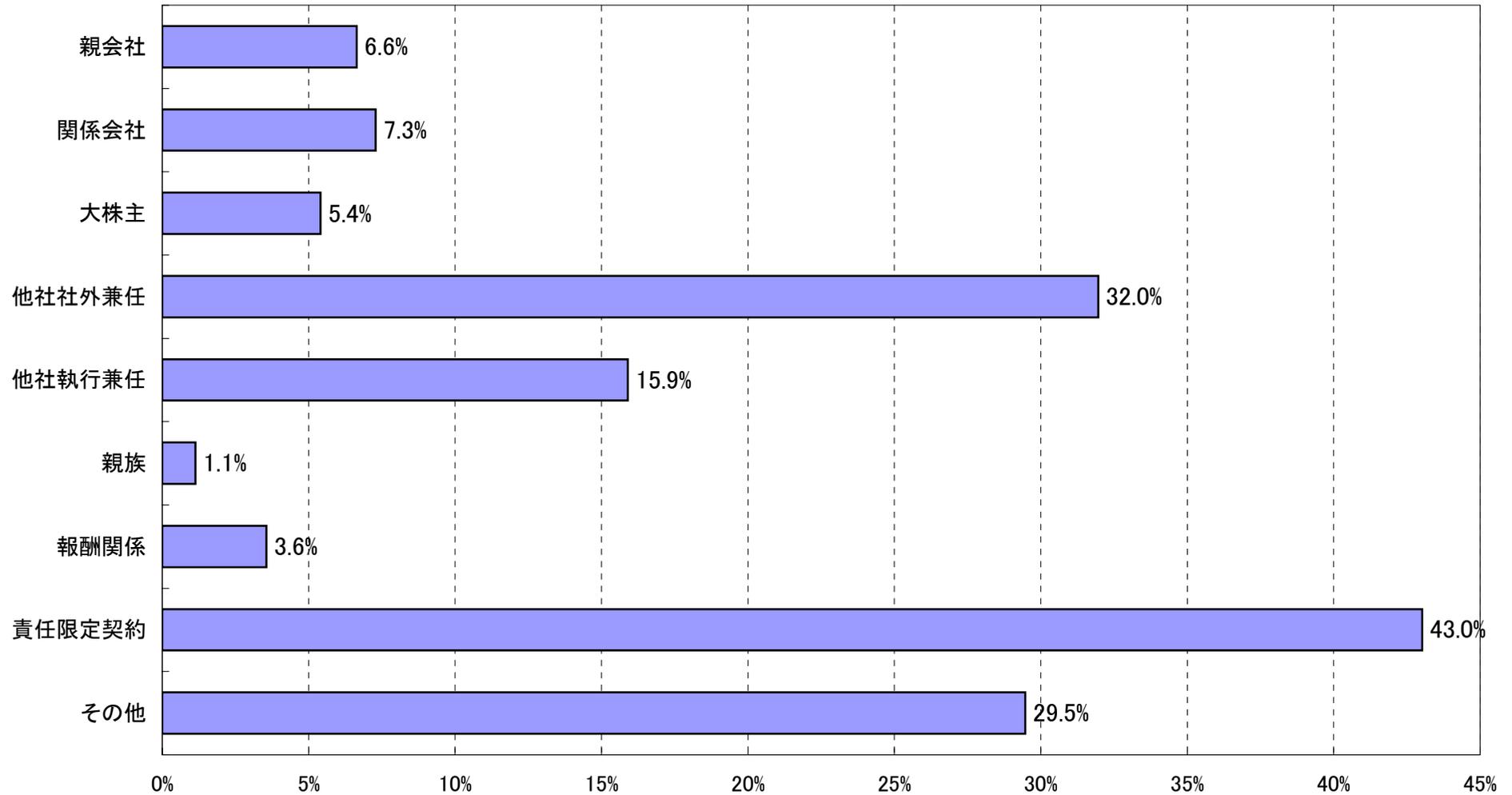


(備考) 1. 東証調べ。

2. 調査対象: 東証上場会社の監査役設置会社(東証第一部1,670社、東証第二部462社、東証マザーズ191社)における、1社あたりの監査役、社外監査役の平均人数。

3. 2008年8月現在。

社外監査役と会社との関係



- (備考) 1. 東証調べ。
2. 調査対象: 東証上場会社の監査役設置会社2,323社の社外監査役。
3. 複数回答形式のため、一人の社外監査役が複数の項目に該当する場合がある。
4. 2008年8月現在。

会計監査人制度の概要

- 株主総会において選任
- 取締役会が選任議案を決定。監査役・監査役会は同意権にとどまる
※委員会設置会社では、監査委員会が選任議案を決定。
- 会計監査人の報酬については、取締役会が決定。監査役・監査役会・監査委員会は同意権にとどまる
- 計算関係書類について監査
- 資格は、公認会計士または監査法人に限定

委員会設置会社制度の概要

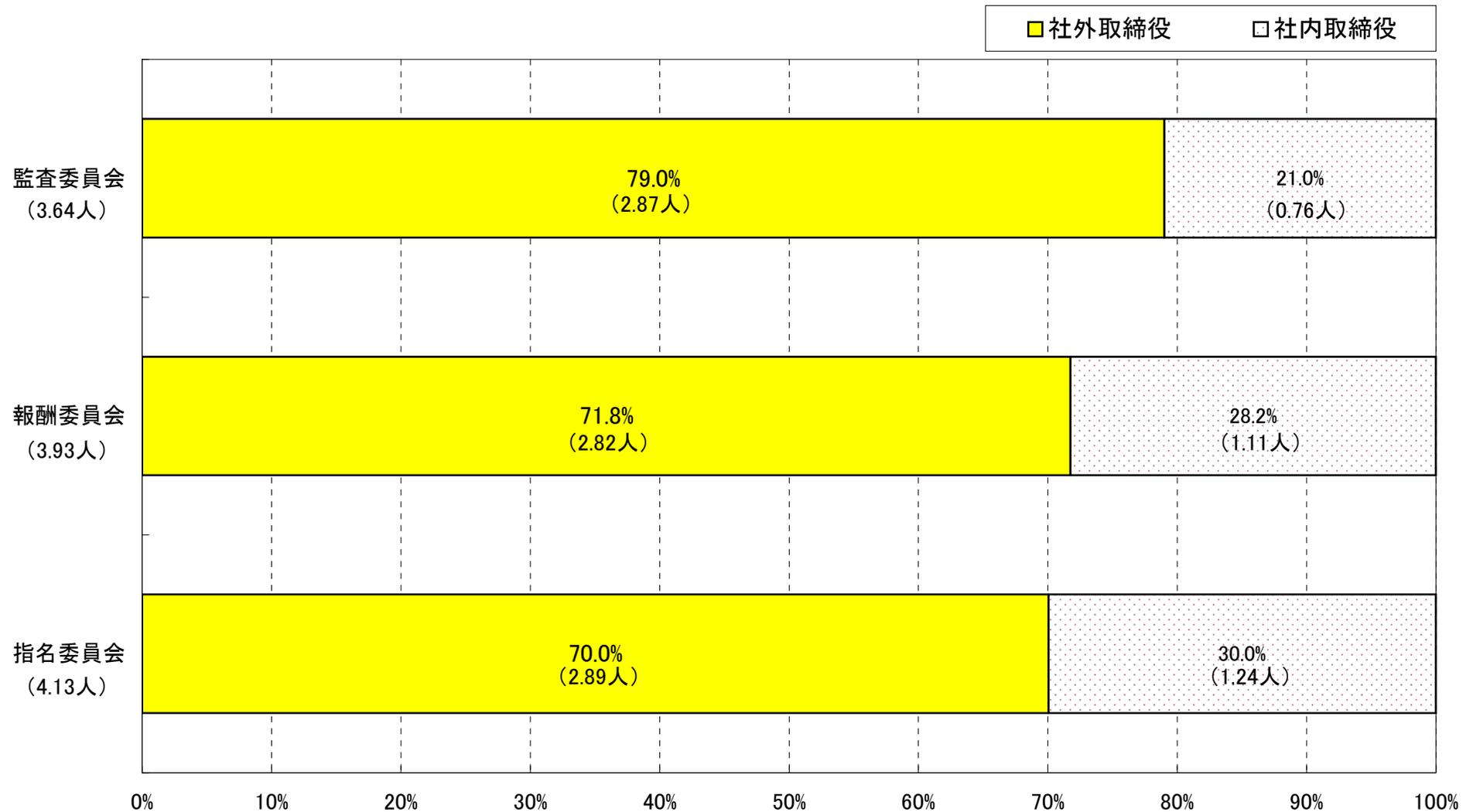
- 取締役は株主総会において選任
- 取締役会は業務執行の決定権限を大幅に執行役に委任可能
- 取締役会は、執行役を選任し、執行役等の業務執行を監督
- 取締役会の中に3委員会が設置され、以下の監督を行う
 - ✓ 指名委員会は、取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定
 - ✓ 監査委員会は、執行役・取締役の職務の執行を監査
 - ※ 適法性監査に加え、妥当性監査の権限も有すると解される
 - ✓ 報酬委員会は、執行役・取締役の報酬等の内容を決定
- 各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない

東証上場会社の組織形態

組織形態	監査役設置会社		委員会設置会社		合計	
	社数	構成比	社数	構成比	社数	構成比
東証第一部	1670社	97.3%	47社	2.7%	1717社	100.0%
東証第二部	462社	99.1%	4社	0.9%	466社	100.0%
東証マザーズ	191社	97.9%	4社	2.1%	195社	100.0%
全体	2323社	97.7%	55社	2.3%	2378社	100.0%

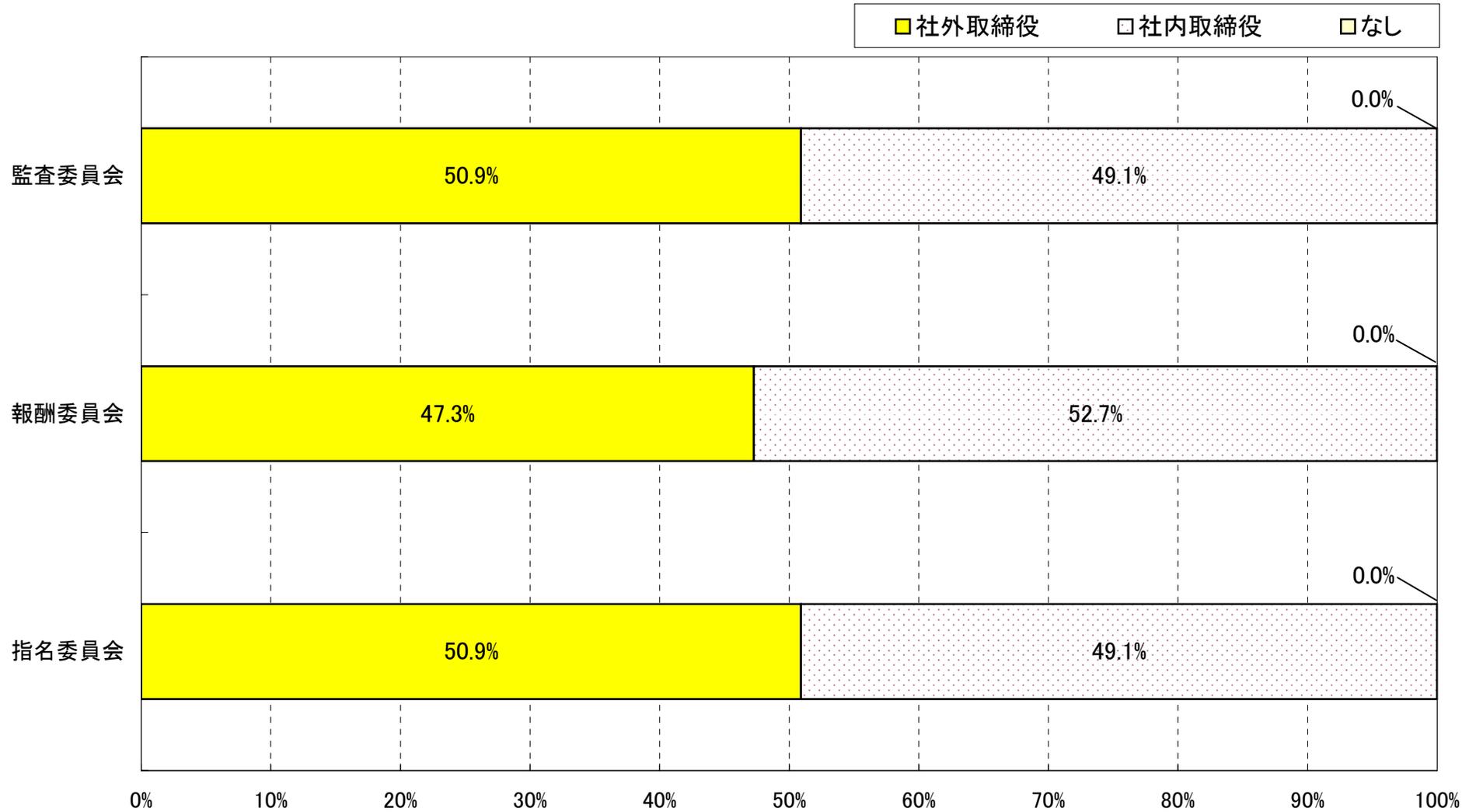
(備考) 1. 東証調べ。
2. 2008年8月現在。

各委員会における社内取締役と社外取締役の比率及び1社あたり平均人数



- (備考) 1. 東証調べ。
 2. 調査対象: 東証上場会社の委員会設置会社55社。
 3. 2008年8月現在。

各委員会の委員長の属性



- (備考) 1. 東証調べ。
 2. 調査対象: 東証上場会社の委員会設置会社55社。
 3. 2008年8月現在。

アメリカにおけるガバナンス機構に関するルールの概要

- アメリカにおけるガバナンス機構に関するルールは基本的には州会社法が規定しているが、上場会社については、上場規則によっても、ガバナンス機構に関するルールが規定されている。
- また、2002年に企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)が制定され、ガバナンス機構に関するルールが規定された(これに基づき、上場規則も改正された)。

企業改革法によるルール

- 独立取締役のみによって構成される監査委員会を設置しなければならない。
- 監査委員会が外部監査人の選任・報酬決定を行う。
- 監査委員会の委員の1人以上は財務専門家でなければならない(設置しない場合は理由を開示)。

NYSE上場規則によるルール(企業改革法と重複するものは除く。)

- 取締役の過半数が独立取締役。
- 独立取締役のみによって構成される指名委員会・報酬委員会を設置しなければならない。
- 監査委員会の委員は3人以上。
- 監査委員会の各委員は財務に関する知識を有している必要がある。

イギリスにおけるガバナンス機構に関するルールの概要

- イギリスにおけるガバナンス機構に関するルールは基本的には会社法が規定しているが、近時、上場会社については、統合規範の重要性が増している。
- 統合規範(Combined Code)とは、FSAによって制定される上場規則の一部であり、コーポレートガバナンスの望ましいモデルを示すものである。
- ロンドン証券取引所は、上場会社に対し、統合規範の内容をどの程度遵守しているか、遵守していない場合は理由を説明するよう求めている。

統合規範(Combined Code)によるルール

- 取締役会議長と最高業務執行取締役の兼任は原則として認めない。
- 取締役会議長は、独立取締役でなくてはならない。
- 取締役会における独立非執行取締役の割合は、取締役会議長を除く取締役の半数以上。
- 指名委員会の委員の過半数は独立非執行取締役であり、委員長は取締役会議長又は独立非執行取締役でなくてはならない。
- 報酬委員会は、3人以上の独立非執行取締役によって構成。
- 監査委員会は、3人以上の独立非執行取締役によって構成されなくてはならず、かつそのうち1人は、直近の財務経験を有するものでなくてはならない。
- 監査委員会は、外部監査人の任用について一次的な責任を負う。